

(参考)

※「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について

平成17年12月の国連総会において採択された「北朝鮮の人権状況に関する決議」を踏まえて成立した、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年6月施行)に基づいて設けられた週間。

※ブルーリボン運動

北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示として、全国的に取り組まれている運動。本県はブルーリボンを県庁舎窓口に設置するなど、平成14年から取組みを実施。